**平成２５年（フ）第９３号**
佐賀県唐津市浜玉町浜崎1549番地８
破産者　株式会社快協
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２５年（フ）第１１７号**
北海道苫小牧市字錦岡521番地254
破産者　株式会社イワサキ
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２７年（フ）第２８号**
北海道苫小牧市字高丘８番地の３
破産者　有限会社岡田美建工業
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２７年（フ）第２１０号**
仙台市青葉区一番町１丁目８番10号
破産者　ガリュー株式会社
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第４０５号**
茨城県水戸市姫子１丁目801番地２
破産者　渡辺糧穀株式会社
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第２４６号**
三重県四日市市西坂部町3800番地１
破産者　株式会社くじラボ
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２６年（フ）第１９５号**
三重県四日市市中川原２丁目１番８号ロイヤルコート103、前住所三重県四日市市日永西２丁目14番１号
破産者　伊東　宏高
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２６年（フ）第２３２号**
三重県四日市市三重４丁目14番地　１－１
破産者　中山　純一
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２７年（フ）第５９号**
三重県桑名市新屋敷44番地　Ｂ－301
破産者　坂口　　学
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２７年（フ）第２０７号**
京都府向日市上植野町馬立13番地の８
破産者　有限会社西川建設土木
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第２０８号**
京都府向日市鶏冠井町山畑21番地の８
破産者　株式会社ＷＥＳＴ
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第６２０号**
兵庫県西宮市甲子園浦風町11番７号
破産者　株式会社ニュースウェル
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２７年（フ）第２号**
熊本県球磨郡あさぎり町免田西2573番地46
破産者　株式会社あさぎり石材
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所人吉支部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２７年（フ）第７８号**
岐阜市大洞柏台１丁目１番地　市営住宅大洞緑団地12号棟1258号室
破産者　田邊　静子
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

**平成２６年（フ）第２７５号**
徳島県徳島市住吉４丁目12番48－202号フォブール井沢
破産者　川口　　桜
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第３７号**
徳島県板野郡北島町中村字上地26番地１　渡ビル601号、旧住所徳島県板野郡北島町中村字上地26番地１　101号
破産者　村上美代子
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１１５号**
北九州市門司区高田１丁目18番１－202号
破産者　川幡　武司
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２６年（フ）第１１１号**
佐賀県伊万里市立花町323番地２
破産者　堀岡美千雄
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２６年（フ）第１２５号**
福岡県北九州市八幡西区下上津役４丁目11－８　二豊ビル204号、申立時の住所佐賀県伊万里市東山代町東大久保1917番地２
破産者　伊藤　武博
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２６年（フ）第１６３号**
佐賀県武雄市西川登町大字神六23351番地、前住所佐賀県武雄市橘町大字大日1664番地
破産者　松尾　利徳
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２７年（フ）第３号**
鹿児島県鹿屋市古江町7231番地
破産者　永峯　博明
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係